

第4回東京都公立大学法人評価委員会

日 時 平成17年4月1日

出席委員 原島委員長、柴崎委員、青木委員、仙波委員、西尾委員、芳賀委員

開 催 持ち回り開催

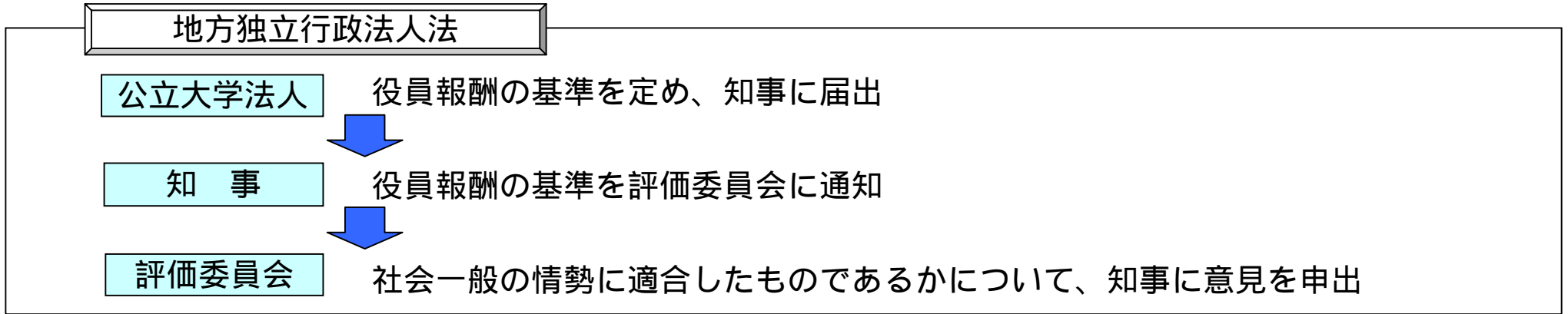
議 事

- 1 役員報酬基準（案）について
- 2 業務方法書（案）について

配布資料

- 1 公立大学法人首都大学東京の役員報酬（案）について
- 2 公立大学首都大学東京業務方法書（案）

公立大学法人首都大学東京の役員報酬基準（案）について



基本的な考え方

教員と同様に年俸制を導入

東京都指定職給料表の4号給から9号給を
年収換算して設定

号給	年俸額
1	14,891,000
2	16,033,000
3	17,231,000
4	18,847,000
5	20,331,000
6	21,795,000

(参考)

東京都指定職給料表

号給	月額	年収換算
1	573,000	10,897,000
2	636,000	12,096,000
3	704,000	13,389,000
4	783,000	14,891,000
5	843,000	16,033,000
6	906,000	17,231,000
7	991,000	18,847,000
8	1,069,000	20,331,000
9	1,146,000	21,795,000
10	1,227,000	23,336,000

国立大学法人役員報酬

	月額	年収換算
お茶ノ水女子大	743,000 ~ 1,015,000	13,982,000 ~ 19,101,000
横浜国立大	783,000 ~ 1,069,000	14,735,000 ~ 20,117,000
東京学芸大	783,000 ~ 1,069,000	14,735,000 ~ 20,117,000
東京外国語大	843,000 ~ 1,069,000	15,864,000 ~ 20,117,000
東京芸術大	573,000 ~ 1,146,000	10,783,000 ~ 21,566,000
東京医科歯科大	573,000 ~ 1,146,000	10,783,000 ~ 21,566,000
一橋大	991,000 ~ 1,227,000	18,649,000 ~ 23,090,000
東京工業大	783,000 ~ 1,227,000	14,735,000 ~ 23,090,000
東京農工大	573,000 ~ 1,328,000	10,783,000 ~ 24,991,000
東京大	783,000 ~ 1,328,000	14,735,000 ~ 24,991,000

公立大学法人首都大学東京業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成16年 月 日東京都規則第 号）第2条の規程に基づき、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規程により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第3条 法人は、その業務を効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（契約の方法）

第5条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

（その他）

第6条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この業務方法書は、東京都知事の認可のあった日から施行する。